

執行部よりご報告

10月9日(金)、協会本部にて、第二支部の資格審査委員会・執行部会を開催致しました。(新型コロナウイルス感染予防対策を十分に行った上での実施となりました。)

資格審査委員会

更新会員 1社 代表者変更 0社
転入会員 0社 新入会員 0社

執行部会

【報告事項】

①本部報告

年始の新春賀詞交歓会は中止。

②各担当理事報告

11/12に不動産広告表示実態調査会を実施。

【審議事項】



①10/18 宅建試験の件

コロナ対策等が周知・確認された。

②全役員会の開催について

12月執行部会終了後に開催する。

③支部新年会 開催自粛要請について

コロナ感染防止のため、各支部の新年会は開催しないことになった。

宅建試験のご報告

10月18日(日)、令和2年度の宅地建物取引士資格試験が実施されました。今年度は新型コロナウイルスの影響で、10月と12月の2回に分けて開催することになり、今回はその第1回目でした。会場は国立京都国際会館、ザ・プリンス京都宝ヶ池(旧グランドプリンスホテル京都)、京都ホテルオークラの3ヶ所に分かれ、合計受験者数は1,885名・受験率は89%でした。

コロナ禍における初めての試験運営でしたが、受験者に入場前の検温やマスク着用を徹底させる等、最大限の対策を講じての実施となりました。

監督員として執務にあたってくださった皆様、心よりお礼申し上げます。



▲国際会館会場 入口の様子

委託業務部長 佐々木 雅明



第二 支部だより 第174号

会員総数

正会員 433名
準会員 59名
青年部会員 47名

*令和2年10月20日現在

<発行>

令和2年10月29日(木)

公益社団法人
京都府宅地建物取引業協会
第二支部

所在地 京都市上京区三丁町 453-3
(担当 梅田)

TEL (075)417-0007

FAX (075)417-0008

Mail sibu2@kyoto-takken.or.jp



新井支部長より

左記の報告の通り、18日に宅建試験が開催されました。申込者数はほぼ例年通りの約5,000人超であったそうですが、コロナの影響で10月18日と12月27日の2回に分けての実施となり、今回はその第1回目で、いつもの同志社大学京田辺校地での開催が出来ず、京都国際会館、ザ・プリンス京都宝ヶ池、京都ホテルオークラの3ヶ所が会場となりました。

例年と変わったことがもう一つ…なんと受験者の欠席率が1割程度でした。街中にある京都ホテルオークラ会場に至っては8%でした。毎回決まったように2割程度が欠席者なのに今年はかなり受験率でした。コロナ在宅でしっかり勉強した人が多かったからなのか、これまでは同志社大学が遠かったのが朝起きて行く気にならなかった人が多かったのか…。試験監督員を15年位していますが、こんな出席率は今までなかったように思います。確か合格者は受験者の何%という固定の人数だったと思いますが、合否判定は例年通りの方法でよいものなのか…ともしっかりもします。

佐々木部長、奥田副部長においては今年も宅建試験へのご尽力、有難うございました。年末にある2回目の試験もよろしくお願い致します。

【重要】 本人確認書類 として被保険者証等を使用 する際の注意事項について

健康保険法等の一部の改正により、国民健康保険等の被保険者証等における被保険者記号・番号等について、健康保険事業又はこれに関連する事務の遂行等の目的以外で告知を求めることを禁止する「告知要求制限」の規定が設けられ、令和2年10月1日から施行されました。

犯罪収益移転防止法における顧客等の本人特定事項の確認に際して、本人確認書類として各種被保険者証等の提示を求めることは可能ですが、下記にご留意ください。

なお、介護保険の被保険者証については、被保険者番号及び保険者番号の告知要求制限はありません。

①被保険者証の提示を受ける場合

「被保険者記号・番号・保険者番号」を書き写さないでください。

②当該被保険者証の写しをとる場合

当該写しの「被保険者記号・番号・保険者番号」が復元できない程度にマスキングを施してください。

※被保険者証の原本にマスキングテープ等を貼付できない場合は、写しの該当箇所を黒く塗りつぶし、完全に見えない状態にする。

③被保険者証の写しの送付を受ける場合

顧客に対し「被保険者記号・番号・保険者番号」にマスキングを施すよう求め、マスキングが施された写しの送付を受けてください。

※マスキングが施されていない写しを受けた場合は、当該写しの提供を受けた者において、マスキングを施してください。

④各種被保険者証等を

本人確認書類とする場合

被保険者等記号・番号等の告知を求めているかのような書き方とならないようにしてください。

※ホームページ等に「被保険者証の記号・番号・保険者番号が記載された面の写しを送付してください」等、記載しないでください。